

奈良県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 康順	葛城市笛堂五二七
〃	西岡 秀信	〃 四四九一
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	吉川 祐司	〃 二五七一
〃	西井 義次	〃 六一
〃	高橋 三夫	〃 二四九一三
〃	森川 佳美	〃 一九七一二
監事	森川 元嗣	〃 二二〇
〃	吉川 弘孝	〃 一一一二
〃	亀井 政一	〃 五三二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森川 元嗣	葛城市笛堂二二〇
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	西岡 秀信	〃 四四九一
〃	高橋 三夫	〃 二四九一三
〃	西井 義次	〃 六一
〃	高橋 政博	〃 三一
〃	吉川 昌敏	〃 五二四一二
監事	飯田 康順	〃 五二七
〃	吉川 弘孝	〃 一一一二
〃	堀川 雅樹	〃 五七二